

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

京都府知事 殿

年 月 日

（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

所在地

電 話 （ ） 番

建築士事務所の名称
又は開設者

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

※この報告書の対象とした事業年度の始期及び終期
年 月 日から 年 月 日まで

※この報告書は、建築士法第23条の9の規定により一般の閲覧に供されます。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日